

令和6年10月10日

令和6年度第7回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和6年10月10日（木曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和6年10月10日（木曜日） 午後1時42分

#### 4. 議案

- 議案第42号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について  
 議案第45号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）  
 議案第46号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について  
 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について  
 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第23号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 秋 谷 進    | 2 番 安 部 浩 一  | 3 番 一 戸 昭 憲  |
| 4 番 大 柳 建 秀  | 5 番 木 村 孝 芳  | 6 番 工 藤 隆 志  |
| 7 番 窪 寺 洋 志  | 8 番 齊 藤 光 朗  | 9 番 澤 田 今日一  |
| 10 番 中 村 美喜雄 | 11 番 成 田 貴 吉 | 12 番 西 澤 清 光 |
| 14 番 野 口 友 子 | 15 番 福 士 修 身 | 17 番 三 上 紘 史 |
| 18 番 安 田 昌 樹 |              |              |

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

|            |              |              |
|------------|--------------|--------------|
| 13 番 西 塚 伸 | 16 番 堀 内 俊 春 | 19 番 山 田 正 樹 |
|------------|--------------|--------------|

#### 7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 千 島 修    | 4 番 工 藤 隆 正  | 6 番 風 晴 繁 雄  |
| 7 番 山 内 洋 一  | 9 番 川 村 富 子  | 10 番 川 村 忠 則 |
| 11 番 小 泉 作 郎 | 12 番 金 井 直 也 | 13 番 石 川 正 光 |
| 14 番 奈良岡 和 也 | 15 番 野 呂 正 幸 | 17 番 猪 股 康 行 |

#### 8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 2 番 赤 田 千 草  | 3 番 福 士 博 人  | 5 番 木 立 忠 徳  |
| 8 番 山 田 五 月  | 16 番 石 村 英 康 | 18 番 出 町 鉄 昭 |
| 19 番 細 川 隆 雄 |              |              |

9. 会議に従事した職員の職氏名

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 事務局 長     | 小 笠 原 訓 史 | 事務局 次 長 | 工 藤 哲 也 |
| 事務局 分 室 長 | 佐 藤 保     | 主 幹     | 相 馬 康 宏 |
| 主 幹       | 古 田 正 之   | 主 査     | 山 内 武 志 |

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和6年度第7回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

8 番齊藤光朗委員、18 番安田昌樹委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第 42 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が 9 件となります。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は経営移譲のためであり、譲受人については、経営規模の拡大及び経営移譲、新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、2 ページの所有権移転 申請番号 51 番●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●氏

●●●と申します。よろしくお願いします。

動機ですが、以前から現役引退したら農業をしたいと思っており、今年 6 月から鶴田町のぶどう農家の●●さんの元で研修というか勉強をしております。今後は、●●さんや推進委員の●●

さんからサポートを受けながら自分で経営し生計していきたいと思っております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷と言います。●●さん本日はご苦労です。2 点程お伺いします。

まず 1 点目でございます。どういう動機でぶどう栽培をやってみようと思ったか、そのきっかけみたいのをお知らせください。

それから 2 点目です。鶴田の方で研修を受けているようですが、今まで研修受けてみて、これが一番ぶどう栽培の場合は気をつけなきゃならないなと思った点は何か。その 2 点お知らせください。

○●●●氏

動機ですけれども、年をとって、今までやってきた建設関係の仕事が出来なくなっていくので、収入が無くなりますので、以前から知り合いに農家さんとかいましたので、自分のペースで出来るような事で収入を得ていきたいと考えていました。ぶどうは好きなので、美味しいし、そういう点でぶどうでした。

それと、難しい点、大切な点ですけれども、まだやったばかりで良くわからないんですけども、自分が思うには開花の時期までに実になるというか、粒と枝の管理が必要かと思っています。

水やりとかもいろいろあるんですけども、そういう点です。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。青森市にも青森市ぶどう協会でしたか、小泉さん。

○11 番（小泉作郎推進委員）

青森市ぶどう協会です。

○1 番（秋谷進委員）

青森市ぶどう協会って技術的に指導してくれる会がありますので、それに加入していただければ、色んな情報が入ってくると思いますので、ここにいる小泉さんが副監事。

○11 番（小泉作郎推進委員）

監事です。

○1 番（秋谷進委員）

監事をやっておりますので、どうぞご相談してください。ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

事務局に聞いていいのかわからないんですけども。

所有権移転で2筆と書いていますよね。畑2筆。山林とあるじゃないですか。山林も譲渡の対象になっているんでしょ。誰に聞いていいかわからないので、事務局説明してください。

○事務局

こちら2筆ですけども、上の方が登記地目が畑、下が現況を指しているんですけども、畑、畑で、2筆目の●●●●の事だと思うんですけども、こちらは登記地目が山林ですけども、現況が畑ということで、農業委員会の方では農地台帳の方に登録しておりまして、こちら3条の許可が必要なものとなっております。以上です。

○5 番（木村孝芳委員）

地目は山林ですけども、現況が畑ということで農業委員会の台帳に載っているということなんです。

○事務局

さようでございます。

○5 番（木村孝芳委員）

はい、わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。ちょっとお伺いしたいんですけど、農業従事が 210 日、ぶどうをやるのは大変よろしいと思うんですけども、物になるまで数年かかると思うんですけども、その間の生活基盤はどうなっているんでしょう。

○●●●氏

収穫になるまでですけども、仕事をしながら、畑をやって 3 年目位から、だいたい忙しくなってくるので、農業に従事し、ぶどうを管理していきたいと思っています。

○2 番（安部浩一委員）

果たしてできるのかなって。頑張るのは結構ですけども、果たしてそれで、面積も約 5 反歩ですよ。5 反歩のぶどう園って結構だと思うんですけども、大丈夫やっていけるのかなって心配する事はないのかもしれないけれども、参考までに。

○●●●氏

自分なりに、一人でできる範囲の本数を植えてやっていきたいと思っています。それと、忙しい時は子供らに手伝ってもらうような形で考えております。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に 3 ページ目の所有権移転 申請番号 54 番の審議を行うにあたり、福士修身委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（福士修身委員 退席）

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士委員を入場させてください。

(福士修身委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に3ページの所有権移転 申請番号 55 番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5 番(木村孝芳委員)

52 番、53 番が経営移譲のために。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

木村委員、すみません。55 番だけ。55 番の件についてだけ審議を行いますので。

○5 番（木村孝芳委員）

その他の件は。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

三上紘史委員の 55 番の件だけ。

○5 番（木村孝芳委員）

そうなんですか。じゃあ、お伺いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

いや。55 番の件ですか。

○5 番（木村孝芳委員）

ええ。

有償となっているんだけど、金額とかわかるんですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局

お答えします。総額で 1 万円となっています。

○5 番（木村孝芳委員）

はい、わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○5 番（木村孝芳委員）

今は 55 番だけなんでしょ。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

今は 55 番についてだけです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

三上委員を入場させてください。

（三上紘史委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

50番と48番、52番、53番、経営移譲で無償というのはわかるんですけども、労働力不足のため所有権移転で有償となっているのありますよね。これも金額教えてください。もし、わかったら。49番、51番ですね。

○事務局

49番が330万円。51番が先程の新規就農の方は90万円。54番こちらが60万円。55番が先程言った1万円。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無ければ、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 43 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

議案書 5 ページ目をご覧ください。

本案は、農地の転用を目的とした農地法第 5 条の許可申請が 3 件であり、その内訳は、賃借権設定が 2 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、申請番号 18 番について説明させていただきます。右上に「議案第 43 号 関係資料 ①」と記載している資料をご覧ください。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書で、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページ、8 ページ目が土地登記簿、9 ページ目から 10 ページ目までが法人登記簿、11 ページ目が事業候補地比較検討表となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断され、その許可基準は第 2 種農地と同様とされています。

第 2 種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が資材置場及び車両通路として使用することを目的とし

た転用であり、周辺にある非農地について検討したものの、ほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続きまして、申請番号19番、20番は関連がありますので一括して説明させていただきます。右上に「議案第43号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目から3ページ目までが許可申請書で、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

4ページ目が位置図、5ページ目が法務局の地図、6ページ目が土地利用計画図、7ページ目が農地転用計画書、8ページから13ページ目までが土地登記簿、14ページ目から15ページ目までが法人登記簿、16ページ目が土地選定の経緯、17ページ目が法定外公共物占用等許可申請書となっています。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断され、その許可基準は第2種農地と同様とされています。

第2種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が資材及び重機置場として使用することを目的とした転用であり、周辺にある非農地及び第3種農地についても検討したものの、ほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、2件共に問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第44号及び第45号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が1件、利用権設定が3件の合計4件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が6ページ目に記載しております。利用権設定の案が7ページから8ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第45号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより本案について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

6ページの37番ですけれども、これは●●さんという人が●●さんという人に田んぼを売るということなんですよ。

○事務局

はい、そうです。

○5 番（木村孝芳委員）

売る面積が 14,681 m<sup>2</sup>なので、本人の経営面積からすると、半分までいかないけれども 4 割くらい売らなれよ。そういった場合に、売る方は認定農業者になっていますけれども、売った後、経営面積が 3 町歩を割るわけですね。そうであっても認定農業者として資格があるんですか。認定農業者を認定するのは、そっちじゃないんだけれども、そういったこと考えた場合に認定農業者として引き続きなれるんですか。

○事務局

認定農業者の期間中に面積が減った場合ということだと思いますけれども、その件については農業委員会での事務ではないので、わかりません。

○5 番（木村孝芳委員）

農業政策課の事務なんですよ。

○事務局

はい、さようでございます。

○5 番（木村孝芳委員）

おそらく、2 町 5 反歩弱では認定農業者の要件には甚だ満たないと思うんですよ、私は。

なぜかという 450 万の所得なんてあり得ないじゃないですか。その件については農業政策課に聞いておいてください。

○事務局

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

すみません。今の件ですけれども、私、認定農業者協会の副会長やらせてもらっていましたが、認定農業者協会の認定農業者に対しての面積の基準はありません。更新したりする場合に関しては、あくまでも基本的には売上ですね。農業所得の売上を見て、判断されるので、例えば面積が小さくても、効率よく収益を上げているのであれば認定農業者として認定されますので、今は前と違って 4 ヘクタールという基準は全くないので、その辺は面積で左右されるのではなく、あくまでも農業所得ですね。前回に対しての所得の増減で判断されますので、それはいいです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

2町5反歩で450万の所得が上げられるんですか。

○2番（安部浩一委員）

ないです。

○5番（木村孝芳委員）

ないでしょ。あり得ないと思いますよ。次の認定農業者に関しては。

○2番（安部浩一委員）

それでも。

○5番（木村孝芳委員）

どうやってやるんですか。

○2番（安部浩一委員）

面積要件がない。

○5番（木村孝芳委員）

面積要件はないけど、所得要件はあるんでしょ。

再認定になるんですか。そうならないと思いますよ。今の認定農業者がどういう形でやっているかわからないけれども、全員が450万円になっているわけないでしょ。これに関しては農業政策課が来た場合に聞きますので。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 46 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は利用権設定が 3 件であり、個別の内容につきまして、9 ページから 10 ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

次に、報告第20号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第21号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が4件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第22号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が18件となっております。  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第23号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が1件です。  
なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○5番(木村孝芳委員)

農地の賃貸借契約の合意解約理由について

○事務局

農地の賃貸借契約の合意解約理由について  
(換地処分完了のため解約、耕作はしていない)

○14 番（野口友子委員）

木村孝芳委員の質問内容について

（有償の価格を確認するのは、審議に関係があるのか）

○5 番（木村孝芳委員）

野口友子委員への回答

（無償で譲渡の影響で農地の価格が低下している。参考として聞いた）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

青森県農業会議から青森県農業簿記講座開催の案内

令和 6 年度青森県農業委員会大会の案内（11 月 19 日（火）リンクステーション青森で開催）

○事務局

次回の月例総会は、11 月 11 日（月）午後 1 時から、場所は「浪岡庁舎 2 階大会議室」での開催となりますので、お間違えないよう、よろしくお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これをもちまして、令和 6 年度第 7 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。